

現行	変更後
<p>第5条 【役員会】 本会は執行部として役員会を置き、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長…1名 (2) 副会長…1名 (3) 理事長…1名 (4) 会計…2名 (5) 会計監査…<u>2名</u> (6) <u>書記…若干名</u> (7) <u>広報…若干名</u> (8) <u>渉外…若干名</u> (9) 常任理事…各期若干名 (10) 名誉会長…1名 (11) 準会員代表…2名 (12) 顧問…2名</p>	<p>第5条 【役員会】 本会は執行部として役員会を置き、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長…1名 (2) 副会長…1名 (3) 理事長…1名 (4) 会計…2名 (5) 会計監査…<u>若干名</u> (6) <u>広報・渉外…若干名</u> (7) 常任理事…各期若干名 (8) 名誉会長…1名 (9) 準会員代表…2名 (10) 顧問…2名</p>
<p>第6条 【役員の任務】 会長は本会を代表して会務を統轄する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。</p> <p>3 理事長は常任理事の会務を総轄する。</p> <p>4 会計は本会の会計を扱う。</p> <p>5 会計監査は会計を監査する。</p> <p>6 <u>書記は記録を行い、会員名簿の作成を行う。</u></p> <p>7 <u>広報は同窓会会報等の発行を行う。</u></p> <p>8 <u>渉外は同窓会役員会外部との交渉を行う。</u></p> <p>9 常任理事は各年度の会員の連絡に当たり、会務を分担する。</p> <p>10 名誉会長は本会発足と発展の象徴となる。</p> <p>11 準会員代表は正会員と準会員との連携を保つ。</p> <p>12 顧問は会務についての諮問に応じる。</p>	<p>第6条 【役員の任務】 会長は本会を代表して会務を統轄する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。</p> <p>3 理事長は常任理事の会務を総轄する。</p> <p>4 会計は本会の会計を扱う。</p> <p>5 会計監査は会計を監査する。</p> <p>6 <u>広報・渉外は同窓会会報等の発行と同窓会役員会外部との交渉を行う。</u></p> <p>7 常任理事は各年度の会員の連絡に当たり、会務を分担する。</p> <p>8 名誉会長は本会発足と発展の象徴となる。</p> <p>9 準会員代表は正会員と準会員との連携を保つ。</p> <p>10 顧問は会務についての諮問に応じる。</p>

<p>第7条 【役員の選出】 会長は前会長が総会の際に正会員中から選出し、第5条(2)より(8)までの役員は会長が就任の際に正会員中から選出する。ただしこれらは総会にて承認を得なければならない。 2～5 (省略)</p>	<p>第7条 【役員の選出】 会長は前会長が総会の際に正会員中から選出し、第5条(2)より(6)までの役員は会長が就任の際に正会員中から選出する。ただしこれらは総会にて承認を得なければならない。 2～5 (省略)</p>
<p>第9条 第5条(1)より(8)までの役員の任期は、7月1日から3年後の6月30日までとする。 2～3 (省略)</p>	<p>第9条 第5条(1)より(6)までの役員の任期は、7月1日から3年後の6月30日までとする。 2～3 (省略)</p>
<p>第25条 【会員の慶弔時】 会員の慶弔時は次のように取り扱う。 (1) 会員が勲章や国家、国際単位の褒章を授与されたときは、本会から祝電を送る。 (2) <u>会員の物故事には、香典として一律 5,000円と弔電を送る。</u></p>	<p>第25条 【会員の慶時】 会員の慶時は次のように取り扱う。 (1) 会員が勲章や国家、国際単位の褒章を授与されたときは、本会から祝電を送る。</p>